

◎新潟県告示第343号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第18条第1項の規定による新潟県知事の登録を受けている者（以下、「登録者」という。）で、法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、宅地建物取引士証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習を次のように指定する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 公益社団法人全日本不動産協会が、法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の講習として新潟県内で実施する講習
- 2 登録者がやむを得ない事情により前号の講習を受講することができない場合にあっては、他の都道府県知事が法第22条の2第2項（法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定する講習で、新潟県知事が特に認めたもの